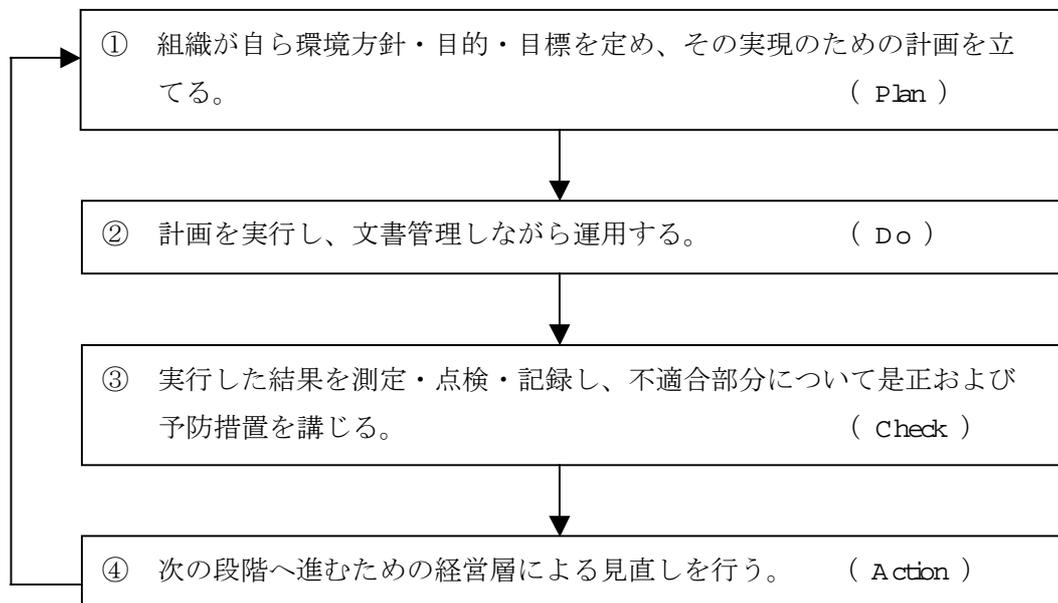


< ISO14000s (シリーズ) >

企業の環境問題への取り組みが活発になったといっても、その形態は企業によってさまざまです。しかし、その成果を公表して社会に評価してもらう場合には、一定の統一された基準が必要になってきました。さらに、その統一基準は、企業やビジネスの国際化の進展に伴い、国際的な基準となることが求められています。そこで生まれたのが、ISO (International Organization for Standardization 国際標準化機構) という世界のさまざまな企画を統一する国際機関が制定した国際規格、ISO14000s (シリーズ) です。

ISO14000sは、1992年ブラジルの首都リオデジャネイロで開催された地球環境会議(地球サミット)で採択された行動計画「アジェンダ21」の的確な運用を図るべく1996年9月に制定されました。その中核となるISO14001(環境マネジメントをどのように構築するかを定めた仕様書)には「この規格は世界中全ての地域のあらゆる種類と規模の組織に適用できる」とあり、現在わが国で6808件の組織・機関が認証を受けています(2001年6月20日現在)。これは他の先進国よりも多い数となっています。

企業をはじめとする組織・機関は、ISO14001の規格にのっとり、環境マネジメントシステムを構築していますが、それは、次の4つから成り立っています。



この①～④を継続的に繰り返し、向上させることにより、企業が環境へ与える影響を軽減させることを目的としています。ISO14000sには、法的拘束力は全くなく、また、環境保全や活動に対して、具体的な目標数値を定めている訳ではありません。あくまでも、企業をはじめとする組織等の経済的・技術的等可能な範囲での、自主的な管理・運用に任されています。

企業をはじめとする組織・機関は、ISO14001（仕様書）が定めている要求事項に従い、独自の環境マネジメントシステムを構築し、第三者である審査登録機関（登録認定機関：日本適合性認定協会（JAB）の認定を受けた機関で現在約35団体）の審査を受け、それが認証されれば、ISO14001の認証を取得したこととなるのです。

ところで、ISO14001の認証は一度与えられたら後は何もしなくて良いというものではなく、登録有効期間（3年間）内に、環境マネジメントシステムが引き続き有効に運用されているかを1年（または6か月）毎に審査登録機関の審査を受けなければならない（サーベランス）、有効期限の終了する年度には、取得したときとほぼ同内容の更新審査が実施されるという、厳格な運用・審査体制がとられています。

企業がISO14000s認証を取得すると次のようなメリットがあるといわれています。

- ① 環境問題に取り組んでいるという企業イメージの定着
- ② 自社および従業員・役員・株主の環境に対する意識の向上
- ③ 環境問題や資源問題への迅速な対応とリスクの事前回避が可能
- ④ 環境保全への取り組みが進んでいる企業の株式銘柄を採用した投資信託（エコファンド）への参加が可能になり、自社への投資が行われる
- ⑤ 行政の許認可手続上の優遇措置

などがありますが、最近では、ISOの取得を取引（物品納入や工事の請負など）の条件としている企業や行政機関などもあります。

今後、ISO14000sの認証を受ける企業は更に増加するものと思われます。やがては、企業がその事業を行おうとする場合の「免許証」のようなものになるかもしれません。